

2003年8月15日

横浜市立大学長 小川惠一様

横浜市立大学教員組合 執行委員長
横浜市従業員労働組合大学支部 支部長
自治労横浜市従業員労働組合大学支部 支部長
横浜市立大学病院従業員労働組合 執行委員長

横浜市立大学の改革検討に当たっての申し入れ

横浜市立大学の改革について、9月を目途に検討を行われています。この検討にあたって、横浜市長は「独立行政法人を念頭に、横浜ならではのオンラインの改革案を策定してください」と要請しています。

この独立行政法人に関しては、7月2日の参議院で「地方独立行政法人」法案が成立しました。法案審議の段階で ①地方独立行政法人への移行により、「公務員の身分」を問答無用での剥奪。特に公立大学に関しては非公務員型のみの選択、賃金や労働条件の切り下げ可能な制度 ②公立大学の独立法人化による大学自治の侵害、教育・研究に成果主義を導入することによる基礎研究の形骸化 ③法人移管による公的責任の放棄、採算優先による患者サービスの切り捨て等、多くの問題点が指摘されながら、何ら問題点が解決されないまま、政府・与党により法案が成立しました。

この法案成立にあたって、付帯決議で「地方独立行政法人の設立に当たっては、地方公共団体の自主的判断を十分尊重すること」、「地方独立行政法人への移行等に際しては、雇用問題、労働条件について配慮し、関係職員団体又は関係労働組合と十分な意志疎通が行われるよう、必要な助言を行うこと」、「公立大学法人の設立に関しては、地方公共団体による定款の作成、総務大臣及び文部科学大臣等の認可等に際し、憲法が保障する学問の自由と大学の自治を侵すことがないよう、大学の自主性・自立性を最大限發揮しうるための必要な措置を講ずること」としています。

独立行政法人化の選択は横浜市の自主的判断となることから、横浜市立大学

の改革を進めるに当たって、独立行政法人化を前提とした改革ではなく、大学人の英知を結集した改革の検討を進めるよう次のとおり申し入れます。

- 1 地方独立行政法人化には多くの問題点があり、独立行政法人化を前提とした大学改革は行わないこと。
- 2 改革の検討にあたっては、労働組合との話し合いをおこなうこと。更に、広く教職員・学生、市民の意見を反映できるようにすること。
- 3 市立大学改革推進・プラン策定委員会への市民の傍聴を認めるなど、関係する会議の論議を広く公開すること。
- 4 大学改革にあたっては、憲法が保障する大学の自治、学問・研究の自由の保障を踏まえ検討すること。